資料２－４

愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新内容

（令和４年 ８月 16 日更新分）

１　「がん」の体系図に記載されている医療機関名

〔東三河南部医療圏〕

・「がん診療連携拠点病院等」に「豊川市民病院」を追加。

２　「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名

〔西三河北部医療圏〕

・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」欄の「豊田新成病院」を「名豊病院」に変更。

（**３　「心血管疾患」の体系図に記載されている医療機関名**　変更なし）

（**４　「精神科救急」の体系図に記載されている医療機関名**　変更なし）

５　「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名

〔西三河北部医療圏〕

・「第２次救急医療体制」の「搬送協力医療機関」の「病院」欄に「名豊病院」を追加。

６　「災害医療」の体系図に記載されている医療機関名

〔西三河南部東医療圏〕

・「災害拠点病院」欄に「藤田医科大学岡崎医療センター」を追加。

７　「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名

○地域周産期医療施設（正常分娩等軽度な場合）

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「分娩を実施している医療機関」の「診療所」欄の「加納産婦人科」を「グレイスベルクリニック」に変更。

〔尾張西部医療圏〕

・「分娩を実施している医療機関」の「診療所」欄の「三輪産婦人科小児科」を「三輪産婦人科」に変更。

〔西三河南部東医療圏〕

・「分娩を実施している医療機関」の「診療所」欄の「吉村医院」を「吉村医院　あさひ産婦人科」に変更。

〔東三河北部医療圏〕

・「健診のみを実施している医療機関」の「病院」欄の「新城市民病院」を削除。

（**○地域周産期母子医療センター（ハイリスク分娩等重篤な場合）**　変更なし）

（**○総合周産期母子医療センター（最重篤な場合）**　変更なし）

（８　「小児救急医療」の体系図に記載されている医療機関名　変更なし）

（９　「へき地医療」の体系図に記載されている医療機関名　変更なし）

１０ 在宅医療の提供の推進のために必要な医療機関名

旧医療法施行規則第１条の14第７項第１号（在宅）に該当する医療機関

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「訪問クリニック大高亀原」を削除。

（医療法施行規則第１条の14第７項第１号（地域包括ケア）に該当する医療機関　変更なし）

（１１　地域医療支援病院として承認された医療機関名　変更なし）

１２　多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名

（１）各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

・「愛知県精神医療センター」の「統合失調症」及び「うつ病・躁うつ病（双極性障害）」の「mECT」欄へ〇を追加。

（（２）各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神科外来のある病院　変更なし）

（（３）各精神疾患に対して専門的治療を実施している診療所　変更なし）